

中村部屋後援会 会則

第1条 (名称)

本会は『中村部屋後援会』とする。

第2条 (事務局所在地)

本会の事務局を東京都墨田区両国1丁目18-7 中村部屋内に設置する。

第3条 (目的)

本会は、中村部屋の発展と力士育成を支援し、会員相互の親睦、所属力士との交流を深めることを目的とします。

第4条 (組織と運営)

- 一. 本会の組織は、会則に賛同する個人及び法人会員で組織し、個人会員は全国一律で一組織と捉え、法人会員は会員の任意により、東京地区、名古屋地区、大阪地区、九州地区いずれかに所属します。
- 二. 一に挙げる法人4地区以外に後援会組織を発足する場合は、中村部屋が定める諸条件を受け、中村親方が公認します。
- 三. 本会の運営は、会費、寄付金をもとに運営します。

第5条 (役員)

- 一. 本会の組織役員は、中村親方が任命、決定いたします。
- 二. 各地区に理事、幹事役を配置し、中村親方が任命いたします。

第6条 (事業活動)

本会は中村部屋支援のため、中村親方承認のもと、下記の事業活動を中村部屋と共に各地区の役員で企画運営し、会員はそれらに参加する資格を有します。

- 一. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等の開催（激励会、親睦会等）
- 二. 会員特典の作成、配布
- 三. オリジナルグッズの作成、販売
- 四. 成績優秀力士への表彰

第7条 (会員資格)

本会則に同意した個人または法人で、反社会的勢力及びその関係者でない方、また第10条に基づく退会処分を受けていない方とします。

第8条 (会費)

- 一. 個人会員の会費は月額で、嘉会員一口1,500円、風会員一口5,000円と基本とします。この2つの会員には送る番付表を増やすオプションがあり、一枚増やす度500円の増加となります。
- 二. 個人会員の入会は随時受付とします。
- 三. 法人会員の会費は「小結会員」「関協会員」「大関会員」「横綱会員」の4つがあります。会費は小結会員が年10万、関協会員が年50万、大関会員が年100万で、横綱会員のみ後援会に相談の後会費を決めることとなります。

四. 法人会員入会は随時受付とし、入会月から一年間有効とします。退会の意思がない限り期限の月から2カ月前に同じ会員の自動更新となります。

第9条 (会員特典)

個人会員、法人会員のそれぞれの会員に応じて、以下のような会員特典が準備されています。詳しくは中村部屋ホームページの後援会のページに記載の通りです。

- 一. 年6場所の番付表の送付
- 二. デジタル新聞のメール送付
- 三. 年1回の大相撲カレンダーの送付
- 四. 記念品 (中村部屋に関する各種グッズ) 送付
- 五. 法人様ホームページ掲載
- 六. 千秋楽祝賀会優先ご案内
- 七. 稽古見学
- 八. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等のご案内(実費参加)
- 九. 本場所入場券をご希望の方へご予約の代行
- 十. 会社イベントなど参加 (※事前相談必須)

第10条 (禁止事項)

会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、本会の判断にて退会させることが出来ます。

- 一. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 二. 犯罪行為等、法律に反する行為を行った場合
- 三. 本会の会則に違反し、本会の名誉、信用を著しく毀損した場合
- 四. 他の会員または中村部屋関係者の著作権や肖像権、プライバシー等を侵害した場合
- 五. その他本会が不適切と判断する行為があった場合
- 六. 反社会的勢力及びその関係者であることが発覚した場合、及び反社とのつながりが発覚した場合

第11条 (退会)

- 一. 個人会員及び法人会員は退会の旨をそれぞれの会員受付用のメール(個人会員様用アドレス pers@nakamurabeya.jp・法人会員様用アドレス corp@nakamurabeya.jp)でその旨を伝えていただきます。事務局がメール受信後退会の処理を行った後、退会完了のメールを各会員様にお送りさせていただきます退会となります。
- 二. 個人会員が退会する場合は、月額前払につき、解約希望月の前月の5日までに個人会員受付用のメール(pers@nakamurabeya.jp)にて、その旨をお伝えいただき後援会側で解約手続を完了させますと、解約希望月の前月26日の請求は行いません。6日を過ぎた場合は、26日の請求を行い、元々の解約希望月の翌月の解約となります。
- 三. 法人会員は入会より1年後の会費支払いがない場合、退会の意思といたします。
- 四. 退会による個人会員の前払い分の返還はしないものとします。
- 五. 退会による法人会員の既納の年会費の返還はしないものとします。

第12条 (その他)

- 一. 本会員は、「中村部屋」の発展のため、新弟子発掘にご協力お願い致します。
- 二. 会則の変更、改訂に関しては中村親方の承認を得るものとします。